第8号議案 <u>定款の改正について</u> (社) 東京都トライアスロン連合定款を下記のように改正します。

改正案	現行
第2条 この法人は、事務所を東京都三鷹市下連雀三丁目41番	第2条 この法人は、事務所を東京都中野区中野五丁目46番4号に 置く。
第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 (1)正会員 都内市区町村におけるトライアスロン関連競技 を統括する団体の代表者及び理事会の承認を 受けた団体の代表者で、理事会に於いて選任 され総会で承認を受けた者 (2)登録会員 東京都におけるトライアスロン等の愛好者が、	第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 (1) 正会員 東京都におけるトライアスロン等の愛好者が 、 この法人の目的に賛同し、入会をした者。
この法人の目的に賛同し、入会をした者。 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体 (4) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員と	(2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、総 会の議決を経て推薦された者 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員と
第8条この会員の会費は次のとおりとする。(1) 正会員年額4,000円(2) 登録会員年額4,000円(3) 賛助会員年額一口10,000円2 名誉会員は会費を納めることを要しない。3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない	第8条この会員の会費は次のとおりとする。(1) 正会員年額4,000円(2) 賛助会員年額一口10,000円2 名誉会員は会費を納めることを要しない。3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない
第33条 この法人の事業推進のため、区市町村ごとに主に 登録会員で構成する地域組織を設ける。	第33条 この法人の事業推進のため、区市町村ごとに主に 正会員で構成する地域組織を設ける。

附則 この定款は東京都教育委員会の認可のあった日 (年月日)から施行する。但し、第6条第一項第一号の改正規約の正会員が、理事会に於いて選出され総会で承認を受けるまでは第6条、第8条、及び第33条の改正規定は、従前のとおりとする。